消費生活相談員養成研修一研修生を募集します!

愛知県では、県や市町村の消費生活相談窓口で消費生活相談業務に 従事していただける人材を養成するため、「消費生活専門相談員」資格の 取得を目指す「消費生活相談員養成研修」を開講します。

※就職を保証するものではありません

実施時期・ 時間

平成27年7月1日(水)~11月18日(水)までの 平日51日間

10時から16時まで(一日あたり5時間)

受講料

無料(研修修了者には交通費を支給)

応募方法

履歴書・課題作文(800字以内)を平成27年6月9日(火)までにご提出ください。 長形3号に362円分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

選抜方法 ● 一次審査:書類選考 ● 二次審査:面接試験

応募書類 提出先・ 問合せ先

一般財団法人日本消費者協会(愛知県の委託先です) 電話 03-5282-5311

研修の詳細は、愛知県のホームページをご覧ください。 http://www.pref.aichi.jp/0000067953.html

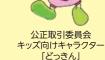
公正取引委員会事務総局 中部事務所からのお知らせ

消費者セミナーを開催します!(差別 無料

公正取引委員会事務総局中部事務所では、「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり ~安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法~」をテーマに、消費者セミナーを 開催します。

内容

- ◆私たちが安くてよい商品を買えるワケ:ゲームで競争のメリットを体感!
- ◆これまでにどんな事件があったの?: 食品における不当表示等の問題について、具体的な違反事例を紹介!



- 時 平成27年6月4日(木)午後2時~午後4時
- 所 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館8階 ●場 共用大会議室
- 師 公正取引委員会事務総局 中部事務所 職員 ●講
- ●定 員 50名(申込み先着順)
- ●申込方法 電話・FAXにて、下記まで直接お申込みください。なお、FAXでの申込みの場合には、お名前と 御連絡先の電話番号及び参加人数を記入してください。
- ●申 込 先 公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 電話 052-961-9423 FAX 052-971-5003

公正取引委員会事務総局中部事務所ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

